

公共事業に係る政策評価の点検結果 (平成28年度)

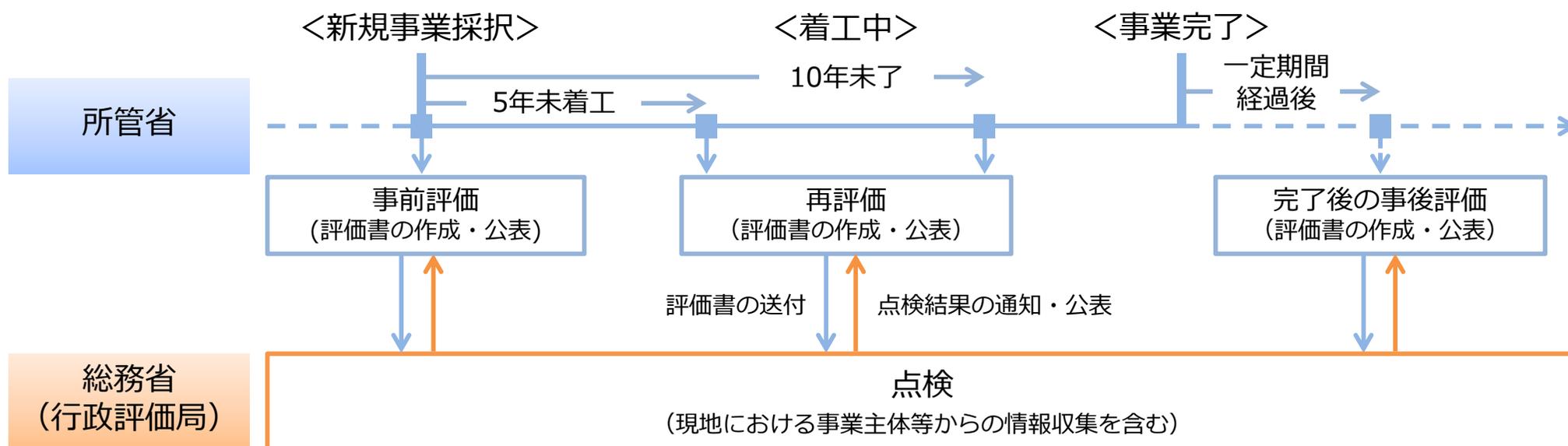
平成29年3月

総務省行政評価局

公共事業評価・点検の仕組み

- 公共事業の所管省は、対象事業ごとに、事前・事後評価を実施し、結果を公表
 - [所管省] 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省
 - [対象] 事前評価：新規事業（10億円以上は義務付け）の採択時に行うもの
 - 事後評価：（再評価）5年経過して未着工、10年経過して継続中等の事業を評価するもの
 - （完了後）事業完了後一定期間（おおむね5年）経過した事業を評価するもの
 - [評価手法] 一般的に、事業区分ごとに作成した評価マニュアルに基づき費用便益分析（注）を実施
 - （注）事業の実施によって発生する社会的便益及び社会的費用を全て貨幣価値に置き換え、費用と便益の比率を用いて事業の投資効率性を判断するもの
- 総務省は、所管省が実施した評価について、客観的かつ厳格に実施されているか点検し、結果を公表（点検対象は毎年度一定のものに重点化）
- 点検の結果、必要な場合には、所管省に対して改善を指摘（評価のやり直し、評価マニュアルの改定など）

【公共事業評価・点検の主な流れ】



平成28年度点検結果の概要

➤ 平成28年度の点検対象は、これまで毎年度実施してきた点検の重点分野のバランス等を勘案し、5事業区分37評価書（事前評価・再評価18件、完了後の事後評価19件）に重点化（注1）

また、今回は、特に、評価の実効性向上の観点から、完了後の事後評価結果を当該事業の事前評価や再評価と比較するなどにより、課題等を分析（政策評価審議会（注2）において改善方策も審議）

これらについて、行政評価局の現地調査機能（注3）を活用し、政策評価審議会委員の知見をも得つつ点検を実施

（注1）平成27年5月から28年5月までに所管省が実施した評価は1,034件。なお、完了後の事後評価は当該期間の前に実施した評価書も点検

（注2）平成28年4月に政策評価制度部会の下に公共事業評価ワーキング・グループを設置

（注3）管区行政評価局等：東北、中国四国、四国、沖縄

➤ 点検の結果、評価のやり直し等個別の評価に係る指摘 8件

評価のマニュアルの改定等事業区分に共通する指摘 11件

なお、公共事業評価の実効性向上に係る改善方策については、政策評価審議会政策評価制度部会において中間取りまとめを公表（平成29年3月6日）

◇ 個別の評価に係る指摘（事前評価・再評価）

所管省	事業区分	点検対象	個別指摘
農林水産省	i) 水産資源環境整備事業	2	1〔事例1〕
	ii) 水産物供給基盤整備事業	2	2
	iii) 特定漁港漁場整備事業	3	3〔事例2〕
国土交通省	iv) 港湾整備事業	8	1〔事例3〕
	v) 市街地整備事業(都市機能立地支援事業)	3	1〔事例4〕
計	5事業区分	18件	8件

◇ 事業区分に共通する指摘

指摘の類型	件数
・評価マニュアルの改定	5〔事例2,4〕
・最新の知見や事例の蓄積等を踏まえた評価手法の検討	2
・運用改善 (事業主体への周知徹底等)	4〔事例1〕
計	11件

（注）「指摘の類型」は複数又は単一の事業区分に係るもの

水産資源環境整備事業（畠地区）（事業主体：秋田県）〔農林水産省〕<期中の評価>

（事業概要）護岸、防波堤等を整備し、本港地区の港内静穏度の確保や越波防止及び西黒沢地区の荒天時の避難軽減や係留施設不足の解消を図る。

（事業期間）平成14年度～28年度

（総事業費）20.8億円

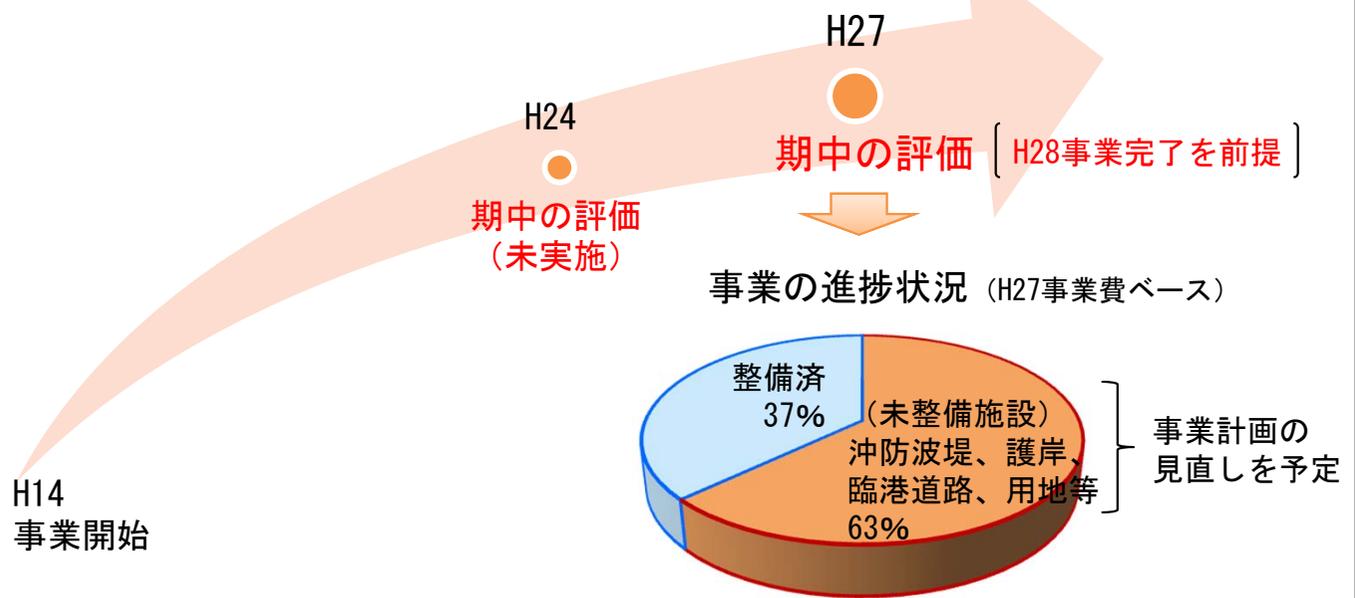
（ B / C ） 1.02 （便益：26.3億円、費用：25.8億円）

（点検結果の概要）

- 事業の実態（進捗状況）からみて、事業期間の最終年度（28年度）に事業が完了することが見込めないにもかかわらず、事業完了を前提として評価
- 事業採択から10年を経過した時点（24年度）で未了（事業継続中）であったものの、期中の評価を未実施（注）

（注）政策評価法上、政策決定後10年を経過した時点で未了であるものの評価を義務付け

<評価の実施状況及び事業の進捗状況>



【総務省の指摘】

農林水産省は、政策評価法等に基づき以下の事項について適切に対応することが必要

- ① 本事業の実態を的確に把握し、期中の評価をやり直すこと。
- ② 今後、期中の評価を適切に実施・公表すること。

特定漁港漁場整備事業（落石地区及び砂原地区）（事業主体：北海道開発局）〔農林水産省〕<事前評価>

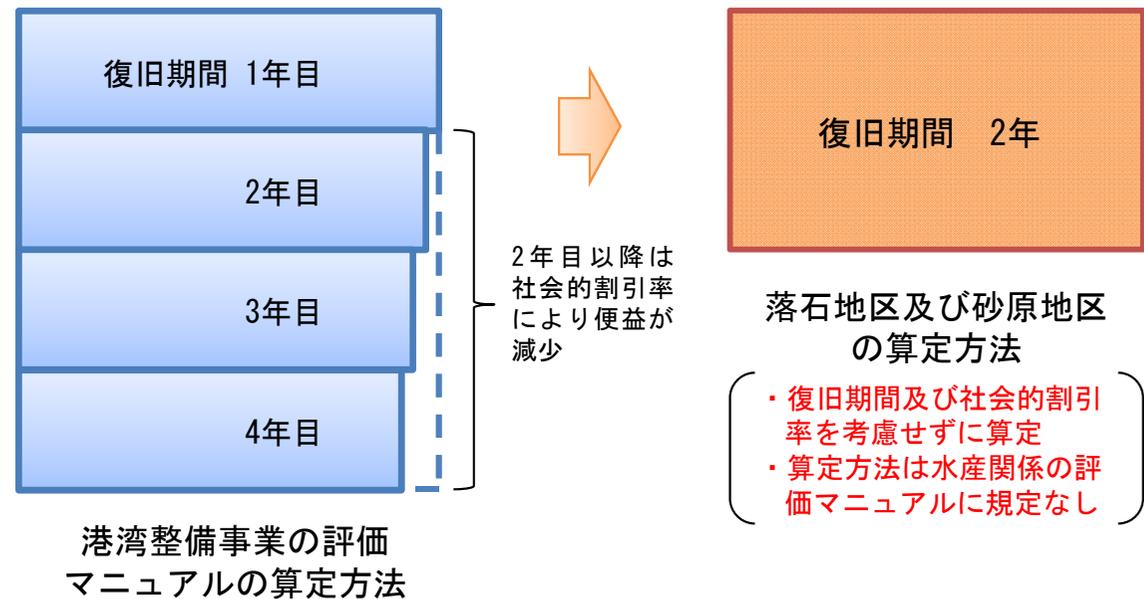
（制度の概要） 漁港施設の耐震化による施設被害の回避に係る便益については、水産関係公共事業の評価マニュアルに算定方法が規定されていないが、港湾整備事業の評価マニュアルでは、耐震強化施設整備プロジェクトによる効果の一つとして、具体的な算定方法を規定

（点検結果の概要）

- 施設被害の回避（災害復旧費用の負担回避）に係る便益の算定は、港湾整備事業の評価マニュアルを参考に実施
- しかし、当該便益の算定に当たり、港湾整備事業の評価マニュアルに沿って、復旧期間及び社会的割引率（注）が考慮されている地区がある一方、落石地区及び砂原地区では、これらが考慮されていない状況
- 当該便益の算定方法は、水産関係公共事業の評価マニュアルには規定されていない。

（注） 公共事業の費用便益分析において、異なる時点（将来・過去）の便益・費用を現在の価値に補正するための割引率

<施設被害の回避に係る便益の算定方法>



【総務省の指摘】

農林水産省は、費用便益分析の的確な実施を図る観点から、以下の事項について適切に対応することが必要

- ① 漁港施設の耐震化関連便益について、復旧期間及び社会的割引率を考慮した算定を行うこと。
- ② 上記便益について、港湾整備事業の評価マニュアル等も参考に、具体的な算定方法を明記するなど、水産関係公共事業の評価マニュアルの充実を図ること。

港湾整備事業（事業主体：沖縄総合事務局）〔国土交通省〕<再評価>

（事業概要）大型旅客船に対応した専用の係留施設・水域施設を整備し、安全性の問題解消を図るとともに、船社及び利用者の負担軽減、国際観光の発展を支援する。

（事業期間）平成18年度～29年度

（総事業費）195億円

（ B / C ） 3.6（便益：706億円、費用：197億円）

（点検結果の概要）

- 本事業の評価では、事業を実施した場合と実施しなかった場合の効用の差により、交流機会の増加便益を算定
- 当該便益は、クルーズ船の寄港時に見学者が来訪することによる効用として算定されており、当該効用を踏まえ、訪問目的（注）を一致させることが適当
- 本事業の評価では、事業を実施した場合、海などの眺望も良く、近くに公園等のイベント会場もあるため、併せてクルーズ船を見学する機会も多いと想定して「クルーズ船の見学」以外の訪問目的を追加

（注）便益の算定に必要な年間来訪者数を推計するため、アンケートにより訪問目的を把握

<年間来訪者数の推計に用いる訪問目的>

訪問目的



①クルーズ船の見学



②海などの眺望



③イベント、レクリエーションへの参加

事業あり	○	○	○
事業なし	○	×	×

訪問目的を「クルーズ船の見学」に一致させることが適当と考えられるが、「事業あり」と「事業なし」で異なる設定

【総務省の指摘】

国土交通省は、費用便益分析の的確な実施を図る観点から、旅客船の見学等参加率の算出に当たり、事業を実施した場合と実施しなかった場合で訪問目的の内容を一致させた上で、交流機会の増加便益を算定することが必要

市街地整備事業（都市機能立地支援事業）（事業主体：公益財団法人総合花巻病院）〔国土交通省〕<事前評価>

（事業概要）総合花巻病院を県立花巻厚生病院跡地に移転し、特定生活介護施設等を兼ね備えた多機能医療施設として整備することにより、都市機能として必要な医療・福祉などの生活サービスの提供の維持・確保を図る。

（事業期間）平成28年度～30年度

（総事業費）93億円

（ B / C ） 1.6（便益：144億円、費用：92億円）

（点検結果の概要）

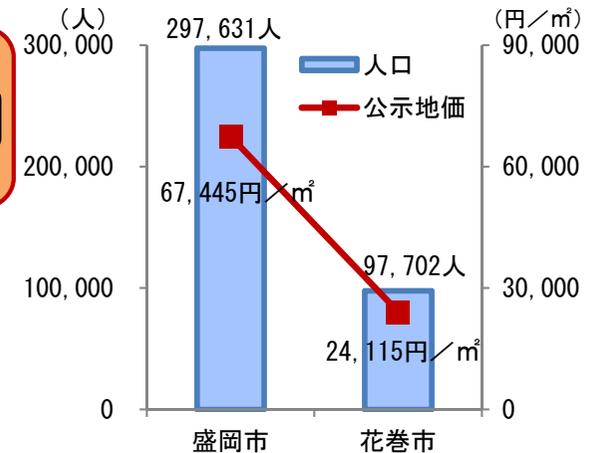
- 評価マニュアルでは、周辺の民間事業の相場を十分に考慮した上で、便益（事業区域内）の算定基礎となる賃料及び敷金等預託金を設定することを規定
- 本事業の評価では、花巻市（事業の実施地区）ではなく、盛岡市のデータ（注）を用いて便益を算定しているが、両市は、都市規模等が大きく異なる状況
 なお、他の事業実施地区の評価では、不動産鑑定士の鑑定結果等を基に地域の実情に見合った賃料等を設定
- 評価マニュアルでは、便益の算定基礎となる賃料及び敷金等預託金の具体的な算定方法までは規定されていない。

（注）収集した20件のサンプルデータのうち、築10年未満の施設と1年未満の新設施設を条件として該当する2件のデータ（平均値）

<賃料及び敷金等預託金の設定状況>



（参考）都市規模等の比較



（注）「人口」は、平成27年国勢調査（総務省統計局）、「公示地価」は、平成28年地価公示（国土交通省）における盛岡市及び花巻市に係る対象地点の地価の平均値による。

【総務省の指摘】

国土交通省は、費用便益分析の的確な実施を図る観点から、以下の事項について適切に対応することが必要

- ① 本事業について、地域の実情に見合った適切な賃料及び敷金等預託金を設定した上で評価をやり直すこと。
- ② 便益の算定における賃料及び敷金等預託金について、具体的な算定方法を参考事例として示すなど、評価マニュアルの充実について検討すること。

【平成27年度点検結果（平成28年3月28日通知・公表）】

➤ 点検対象： 7事業区分、33評価書

➤ 指摘件数：（個別の評価に係る指摘）8件、（事業区分に共通する指摘）13件

◇ 個別の評価に係る指摘に対する各省の対応状況

所管省	事業区分	個別指摘	各省の対応 (評価のやり直し等)
厚生労働省	水道水源開発等施設整備事業	3	全て対応済
	簡易水道等施設整備事業	2	全て対応済
国土交通省	都市・幹線鉄道整備事業	3	全て対応済
計		8件	—

◇ 事業区分に共通する指摘に対する各省の対応状況

指摘の類型	件数	対応状況	
		対応済	対応中
評価マニュアルの改定	5	4	1
最新の知見や事例の蓄積等を踏まえた評価手法の検討	4	1	3
運用改善（事業主体への周知徹底等）	3	3	0
その他	1	0	1
計	13件	8件	5件

<対応事例1 都市・幹線鉄道整備事業（事前評価）>

【総務省の指摘概要】

需要予測の的確な実施を図る観点から、評価マニュアルに基づき、新駅を設置する地域における将来の人口減少等による需要量の変動を便益の算定に適切に反映させるなど、評価をやり直すことが必要



【国土交通省の対応状況】

将来の人口減少等を便益の算定に反映させるなど、評価を見直した結果、事業の投資効果（B/C1.0以上）があることを改めて確認。なお、総事業費は当初の8.0億円から6.3億円に減少

<対応事例2 水道水源開発等施設整備事業（事前評価）>

【総務省の指摘概要】

費用便益分析の的確な実施を図る観点から、ボトルドウォーターの購入費用により便益を算定する場合、地域の実勢価格を参考に単価を設定するよう事業主体に周知し、次回の評価マニュアルの改定時に改善策を盛り込むことを検討することが必要



【厚生労働省の対応状況】

地域の実勢価格を参考にボトルドウォーターの単価を設定するよう事業主体に周知するとともに、平成29年3月に評価マニュアルを改定